

○厚生省告示第四十八号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)付則第十条の規定に基づき、厚生大臣が定める有料老人ホームを次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める有料老人ホーム

特定有料老人ホーム(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の公布の際現に存する有料老人ホームであつて、同令附則第十条各号のいずれにも該当するものをいう。)であつて、適切な運営が確保されてきたと認められるもの

厚生省

○農林水産省告示第一号

通商産業省

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十九条第一項の規定に基づき、房総導水路建設事業に関する事業実施方針(平成三年五月
厚生省
農林水産省告示第二号)の一部を次のとおり変更し、これを水資源開発公団に指示したので、同項の規定に基づき、その概要を公表する。
平成十二年二月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

農林水産大臣 玉沢徳一郎

通商産業大臣 深谷 隆司

1 (3)中「延長約30,000メートル」を「延長約32,000メートル」と改める。

3 (1)中「約1,170億円」を「約1,417億円」に改め、同イ中「約1,050億円」を「約1,244億円」に改め、同ロ中「約120億円」を「約173億円」に改める。

3 (3)中「平成7年度まで」を「平成16年度まで」に改め、ただし、共用施設については平成5年度までとする。」を削る。

○農林水産省告示第三百七号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成十一年農林水産省令第八十三号)第四条の規定に基づき、平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第六百二十七号(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十二年二月二十八日

農林水産大臣 玉沢徳一郎